

EPAの基礎知識



EPAってよく聞けど、
結局のところ自社にとってどんなメリットがあるのかよく分からない・・・
EPAの対応をしてと言われて困っている・・・
そんな皆さまの疑問を解決するためにお役立てください！

日本の建設機械は、アジアを中心とした海外のマーケットでニーズが強いのですが、国内外含めて競争が激しくなっているんです。。価格面で勝負するために良い方法はないですか…？ そんな都合の良い方法ある訳ないか…



営業 太郎さん
(生産者P営業部)

実は、ありますよ！「EPA」を利用することで、輸入時の関税を減免できる可能性があります！



関税 特恵さん
(EPAガイド)

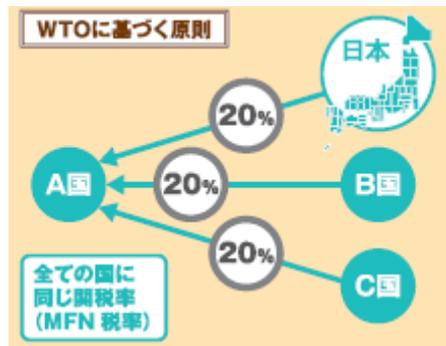


1. EPAとは？

EPAとは、特定の国や地域同士が、貿易・投資・人の移動などの幅広い経済関係の強化を目的として結ぶ、「経済連携協定（Economic Partnership Agreement）」です。

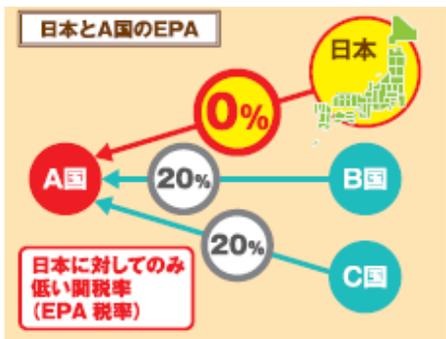
関税とは？

- 輸入品に課せられる税金のことで、輸入国税関が税率を設定
- その国が守りたい産業に対してより高い関税をかけることで、自国の産業を守る役割がある
(例：日本ではお米の関税が高く設定されている)
- WTO加盟国間では、どこの国から輸入されたものであっても、同率の税率を課すことが原則となっている



EPAの効果

- EPAを結んでいる国からの輸入に対しては、特別に低い税率を設定している
→EPAを利用することで、関税を下げるができる ※
→締約国間の貿易が促進され、経済関係の強化という目的が達成される
※ただし、全ての品物に対して安い税率が設定されているわけではないため、対象かどうかの確認が必要



「EPA」を「FTA」と表現されるときもあります。輸入時の関税を減免するという点では同じとお考えください。



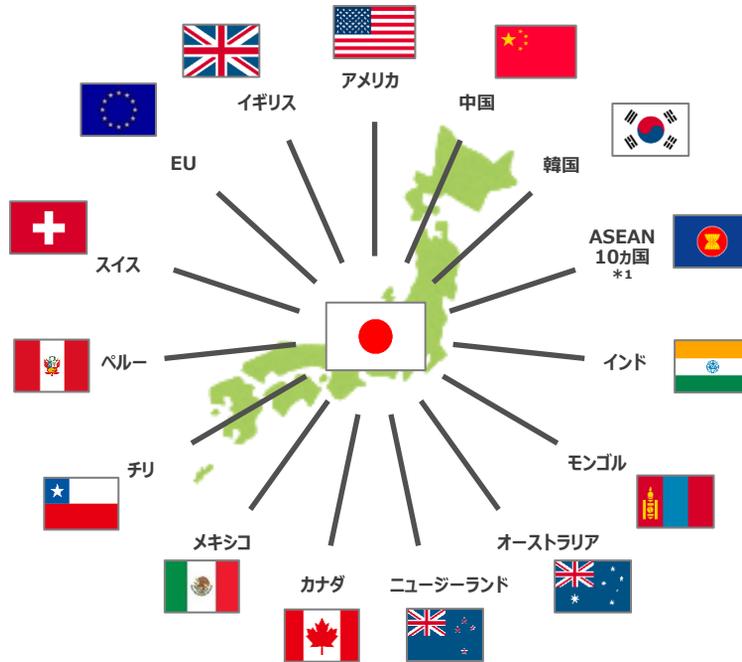
出典：経済産業省「入門ガイド 貿易のコスト削減 ～トクするFTA活用法～「EPAのメリットについて」を基に加工して作成
(https://warp.da.ndl.go.jp/info:ndljp/pid/8338629/www.meti.go.jp/policy/trade_policy/epa/file/pamphlet201304_japanese.pdf)



関税 特恵さん
(EPAガイド)

現在、以下の国々への輸出において、EPAを利用できる可能性があります。
輸出先の国はありますか？

【利用できる国（日本とEPAを締結している国） 2023年2月時点】

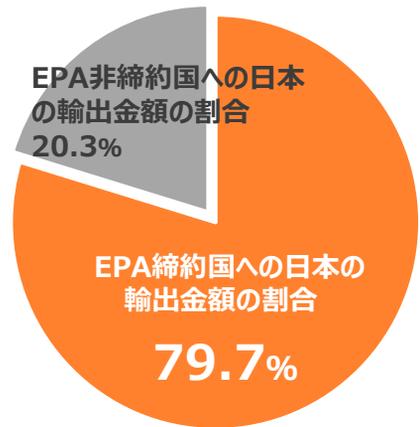


※いずれの国も、すべての品目の関税が減免されるわけではなく、一部減免の対象外の品目もあるので、まずは自分の輸出する品物がEPAを適用してメリットがあるかどうかを調べる必要があります。

*1 ASEAN10カ国： ブルネイ、カンボジア、インドネシア、ラオス、マレーシア、ミャンマー、フィリピン、シンガポール*2、タイ、ベトナム
*2 シンガポールはEPAを使わずとも、既に輸入関税がほぼすべての品目において無税（一部有税品あり）



直近は、メガEPAと呼ばれる経済規模の大きい「CPTPP (TPP11)」「EUEU」「RCEP」協定が発効されました。
これらによって、日本からEPA締約国への輸出金額の割合は、なんと約80%（2020年度）にも上ることになるんです！
EPAを利用することは、いわばグローバルビジネスにおける常識にもなりつつあると言えます。



なるほど。「CPTPP (TPP11)」「EUEU」「RCEP」って、ニュースで聞いたことありましたが、これらはすべてEPAのことだったんですね。



営業 太郎さん
(生産者P営業部)

※1. 財務省貿易統計（2021年）国別総額表をもとにTKTCにて作成
※2. 輸出額には、EPA適用対象外の輸出産品も含む
※3. 重複する加盟国は、最初に締結した協定のみで、当該国の輸出額を含めて算出
※4. 日米貿易協定については、自動車・自動車部品は継続協議中。但し上記数字には自動車・自動車部品も含む



利用した場合の具体的な効果について、まずは次のページの記事をご覧ください！

EPA活用で、価格競争力をアップして対抗！！



建設 昇さん
(ABC建設機械
海外営業部)

油圧ショベルを製造、販売するABC建設機械株式会社では、インドネシアで販売する建設機械について、昨今、海外メーカーとの価格競争が厳しい状況にありました。そこで、EPAを利用することで現地販売代理店の輸入コストを抑え、海外メーカーとの価格競争において有利になり、販売量を拡大しています。もともと現地でかかる関税率は10.0%で、1台あたり約100万円の関税がかかっていましたが、日インドネシア協定を利用することで、これが0%になります。中国も同様にEPAを使うと関税が0%になっていますが、EU勢は変わらず10.0%の関税がかかっているため、価格面でかなり有利になりました。

輸出品

産品 : 油圧ショベル
 輸出先 : インドネシア
 FOB価格 : 1,000万円/台
 HSコード : 8429.52.00
 協定 : 日インドネシア協定

関税削減額

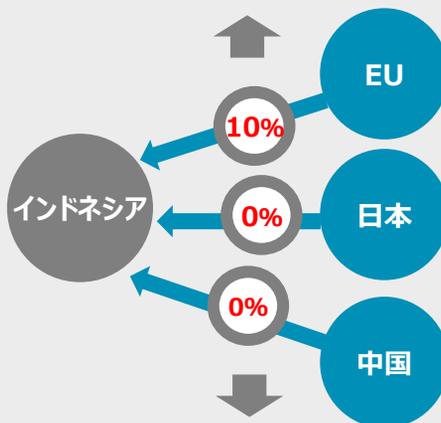
もともとの関税率 : 10.0%
 支払うべき関税額 : 100万円

EUから輸出時
 (MFN税率が適用) : 10.0%
支払うべき関税額 : 100万円

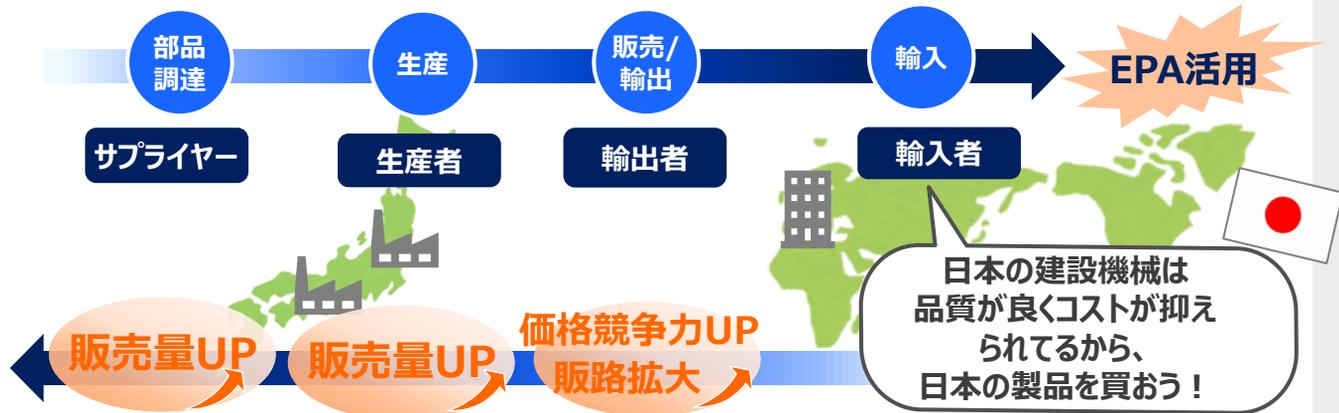
日本・中国から輸出時
 (EPA税率を適用) : 0%
支払うべき関税 : 0円

関税削減による効果

EUメーカーと比較すると
 同じ品質でもEPAを使うことで
 日本メーカーが有利に！



中国メーカーと同じく
 日本メーカーもEPAを活用しコストを
 抑えながら、品質の良さをアピール！



※上記データは、東京共同会事務所・東京共同トレードコンプライアンスが実施したヒアリングにもとづき、一般的な数値を算定したものです

2. EPA活用のメリット

ええ！すごいですね。EPAを利用することで、他メーカーに対抗できる競争力を高められるかもしれないですね！それに、サプライチェーンを遡って、仕入先にも効果が出るのですね。



営業 太郎さん
(生産者P営業部)

そうですね。実質的な恩恵を受ける輸入者だけでなく、**サプライチェーンに関わる全ての企業に何らかのメリットをもたらす**のが、EPAの凄いところなんです。他にも例えば、以下のような効果が期待できますよ！

※以下の例は、輸入関税を輸入者が負担する契約形態の場合を前提として解説



関税 特恵さん
(EPAガイド)

グループ間取引で利益率UP

- グループ会社間の海外現地法人向けに、定期的に日本から輸出をしている場合、輸入国における関税の支払額が削減できれば、グループ全体の利益増加に貢献することができます！

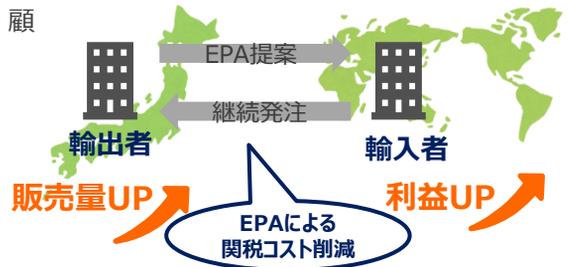
輸入者のコスト削減⇒利益UP



輸入者への価格交渉の材料に！

特に高関税率が課される製品については、EPAを利用することで、顧客との交渉材料に使うことも考えられます！

- EPAによる関税削減効果を、輸入者との価格交渉の材料として活用
- 輸入者からの値引き要求への代案として提案
- 輸入者が受けた削減額の還元



生産者・サプライヤーへの間接的な恩恵

輸出品の直接の輸出者のみならず、生産のみを行っているものづくり企業や、その部品のサプライヤーにまで以下の効果が期待できます！

- 販売量の増加に伴う受注量増
- 供給部品・材料の発注増

EPA対応の依頼に協力



3. EPAを利用しないことのデメリット



日本が締結するEPAは、現在20協定あります（2022年5月時点）。世界を見渡すと、約370*1もの協定が存在し、EPAの活用が、貿易取引において必須になってきていると言えます。

日本だけがEPAを使わない場合、価格競争力の低下、供給量の減少、サプライチェーンを遡っての受注数減少というマイナスの結果に繋がる可能性もあります。

世界の発効済EPA等の推移



出典 JETRO「世界のFTAデータベース」より、自由貿易協定、関税同盟、特惠貿易協定を含む条件にて件数カウント
<https://www.jetro.go.jp/theme/wto-fta/ftalist.html>

日本、中国、韓国、EUのEPA締結状況

輸出先地域 輸出国	アセアン*1	オセアニア	EU	アメリカ	中南米
日本	●	●	●	▲ ※自動車・自動車部品は継続協議中	●
中国	●	●	中国EU包括的投資協定原則合意21年1月	△	●
韓国	●	●	●	●	●
EU	●	△	△	△	●

*1 加盟国のうち1か国でも輸出国とEPAを締結している場合締結済と記載

競合国でもEPA締結が進んでいる

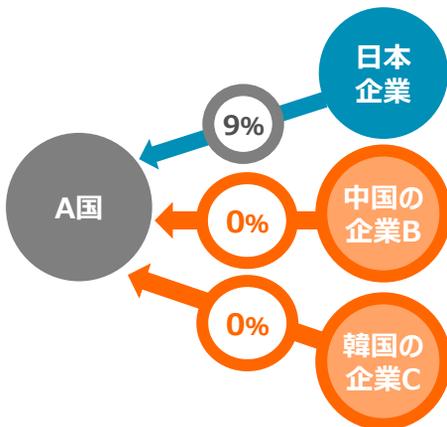
日本だけEPAを使わないでいたら…

A国の輸入者にとって、

- ✓ 日本の商品は割高
- ✓ 中国・韓国の商品の方が割安

中国・韓国からの商品購入 =

**日本産商品の受注数減
サプライチェーン全体への影響大**



なるほど…メリットもあるし、反対に使わないことのデメリットがあるなら、これは使ってみたいけど、具体的になにをしたらいいのですか？



営業 太郎さん
(生産者P営業部)

4. EPAを利用するには？



関税 特恵さん
(EPAガイド)

EPAを利用するには、**通常の通関手続きに加えて、輸入通関の度に輸入国税関に対して「原産地証明書」を提出する**必要があります。

※1 “積送基準^{※1}”を満たしていることが前提です。 ※2原産地証明書の有効期限は原則1年間です。



*1 日本の原産品と証明された産品が、輸出されてから輸入国へ到着するまでに原産性を喪失しないために、原則として、直送されなければなりません。

原産地証明書とは？

- 産品の原産国を証明する書類
- 「原産地証明書」と呼ばれる書類は3種類ある

EPAにはこれが必要

原産地
証明書

- ①EPAの原産地証明書（特定原産地証明書/特定原産品申告書）
EPA協定が使える国に提出することで、関税を下げる役割がある原産地証明書

原産地
証明書

- ②非特恵の原産地証明書
輸入国の法律・規則に基づく要請、契約や信用状で指定がある場合等に提出するもので、関税を下げる役割はない原産地証明書

原産地
証明書

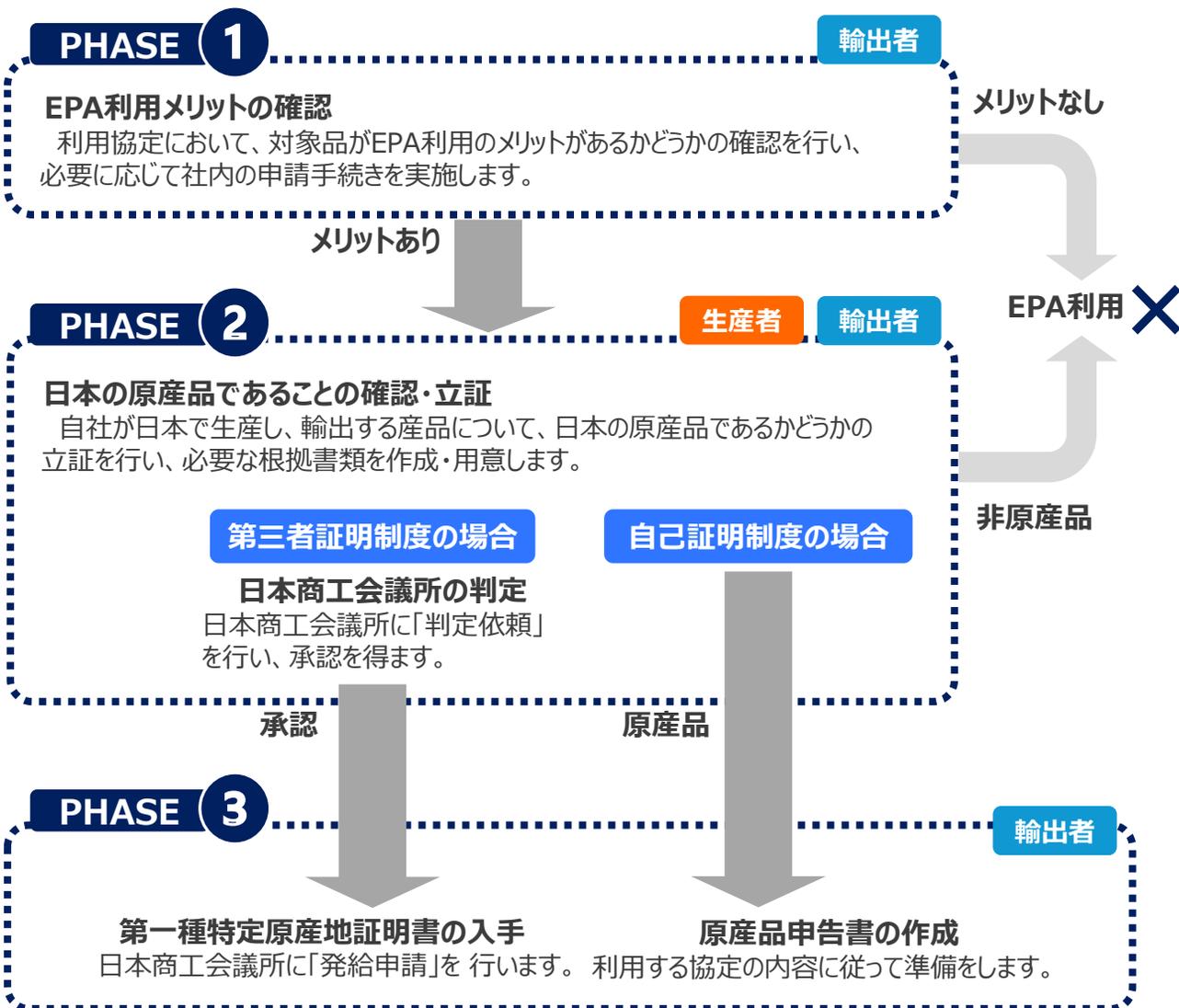
- ③一般特恵関税の原産地証明書（Form A）
開発途上国の経済発展の促進を目的として合意された制度を利用する際の原産地証明書
※日本は開発途上国ではないので、日本の原産品には適用されない

EPAの原産地証明書はどうやって取得する？

- まずは、品物が日本の原産品であることを証明
 - ・「原産品である」と判断するための基準は、協定と品物によって異なります
 - ・協定で定める基準を満たすことの確認が必要です
- 品物が日本の原産品であることの立証ができれば、協定で定める制度に従って原産地証明書を取得または作成
 - ・原則として、輸出者が取得します
 - ・取得方法は、利用協定によって異なりますが、主に以下の2パターンがあります

パターン	取得方法	協定で定める制度	制度の概要
①	日本商工会議所で発給してもらう	第三者証明制度	“第三者”として認定された日本商工会議所が、輸出品の原産性の審査を行い、原産地証明書を発給する制度
②	自社で作成	自己証明制度	日本商工会議所は介さずに、輸出者・生産者または輸入者自らが輸出品の原産性判定を行い、原産地証明書を作成する制度

～EPA利用までの基本的な流れ～



無事に原産地証明書を手入/作成できたら・・・

輸入者へ原産地証明書を送付

輸入者が輸入申告時に原産地証明書を輸入国税関に提出します。

*日インドネシア協定は、2023年6月より、輸出国の発給当局から輸入国税関にCOの電子データを送付するCOのデータ交換に切り替わりました。これにより、輸出者は日商に電子発給申請をして承認を受けるだけで足り、これまで必要とされていた窓口での紙原本の受取や輸入者への紙原本の郵送が不要になります。



とりあえず、「原産地証明書」というのを取得して、輸入者に送ればいいんですね！
でも、これ入手するのが色々大変なんじゃないですか・・・？
あまり面倒なことだと、できるか不安だなあ。。

そう言うと思って、先ほどの事例の会社に、利用するまでにかかった時間や苦勞した点などをインタビューしてきましたよ！



営業 太郎さん
(生産者P営業部)

教えて！EPA業務の現場



Q1. 新製品の場合*、現在、EPAを利用するまでにどのくらいの時間がかかりますか？

*ただし、Q3に記載あるサプライヤー証明書の取得が必要な場合を除く



印刷 昇さん
(ABC印刷機械
海外営業部)

実質およそ1ヶ月です。以下のようなスケジュール感です。
初めは慣れない業務でもっと時間がかかりましたが、今はもう慣れているのでこのくらいですね！
基本的に材料とHSコードが変更しているかどうかを確認する方法（CTCルール）を使って、
原製品の判定は行っています。



Q2. 最初はどのような点に苦労しましたか？



一番最初は、原産品であることを確認するために必要な情報を社内で入手するために、複数の部署を跨いで役割分担をする必要があったことや、EPAの規則も勉強しなければなりませんでした。そのため、元々抱えていた業務もある中で、時間調整に苦労しました。
今は、以下のように各部署の分担がルーティン化できているので、スムーズに進められています。

各部署の役割分担



Q3. 部品が原産品であることの確認（サプライヤー証明書の取得）を調達先のサプライヤーさんへ依頼していますか？



建設機本体の場合は、部品から輸出品へのHSコードの変更基準をクリアすることが多いため、サプライヤー証明書を取得する必要がなく、サプライヤーさんへの協力はお願いせずに済んでいます。
ただし、他の周辺機材について利用する場合には、原産品であることの確認をするためにサプライヤー証明書を1~5件程度取得する必要があります。その場合は、購買部を通じて、部品のサプライヤーさんに依頼しています。
そういえば、このときも一番最初は必要性や手続きをご理解いただくのが大変でした。1つのサプライヤー証明書を取得するのに、期間も3か月程度かかりました。

5. EPAを利用する際の注意事項



関税 特恵さん
(EPAガイド)

EPAを利用することで、大きなメリットがある一方で、ルールに従って運用していない場合には罰則などもあるので注意してください！

輸出者

- 国内法令*1*2による罰則
- 輸入国税関からの
 - ✓ 他の原産地証明の検認
 - ✓ 以後の審査の厳格化
- 輸入者からの損害賠償請求
- 消費者が持つ信用・ブランド力の毀損等が生じる可能性あり

輸入者

- 輸入国税関から
 - ✓ 免除されていた関税差額
 - ✓ 延滞税
 - ✓ 罰金
 を課される可能性あり

*1 経済連携協定に基づく特定原産地証明書の発給等に関する法律 (第三者証明制度)

*2 経済連携協定に基づく申告原産品に係る情報の提供等に関する法律 (自己証明制度)

違反行為の内容	該当条文	罰金額
虚偽の申請者	第36条	30万円以下
原産品でなかったことの通知義務違反	第37条	30万円以下

違反行為の内容	該当条文	罰金額
虚偽の記載又は記録をした特定原産品申告書を交付し、又は提供した者	第11条	50万円以下
虚偽の記載又は記録をした特定原産品誓約書を交付し、又は提供した者 (日オーストラリア協定のみ)	第11条	50万円以下

当局による調査の代表的なものとして、全ての協定で採用されている「事後確認 (検認)」があります。事後確認では、輸入国当局が、EPAを適用した製品に対して、輸出者・生産者に対して原産性の根拠の確認を求めることができます。

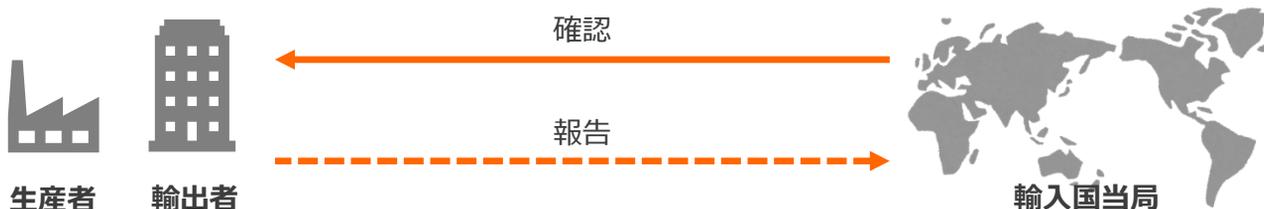
事後確認には、輸入国当局と事業者との間に日本の当局が介在する「間接検認」と、事業者自らが輸入国当局と直接やり取りをしなければならない「直接検認」があります。

いつ検認があっても期限内に適切に回答できるようにするために、EPAを利用するにあたっては、ルールに従って運用していることが確認できる根拠資料を事前に整えておく必要があります。

間接検認



直接検認



6. 業界別 EPA運用マニュアルのご紹介



関税 特恵さん
(EPAガイド)

よし、いろいろ乗り越える壁はありそうだけど、まずはトライしてみよう！

実際に作業をする時は、このマニュアルに沿って進めてみてください！具体的な作業手順に沿って、やるべき作業や用語の解説をしています。



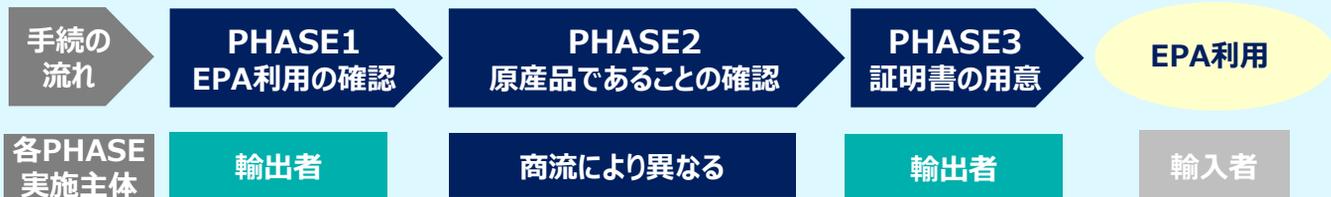
営業 太郎さん
(生産者P営業部)

▶ **マニュアルの種類** (マニュアルの画像をクリックすると、マニュアル掲載ページに遷移します)

輸出者兼生産者編



▶ マニュアルの構成



▶ 建設機械業界における主な商流パターン



(輸出者兼生産者)
建設機械 販売・メーカー

各冊子 参照

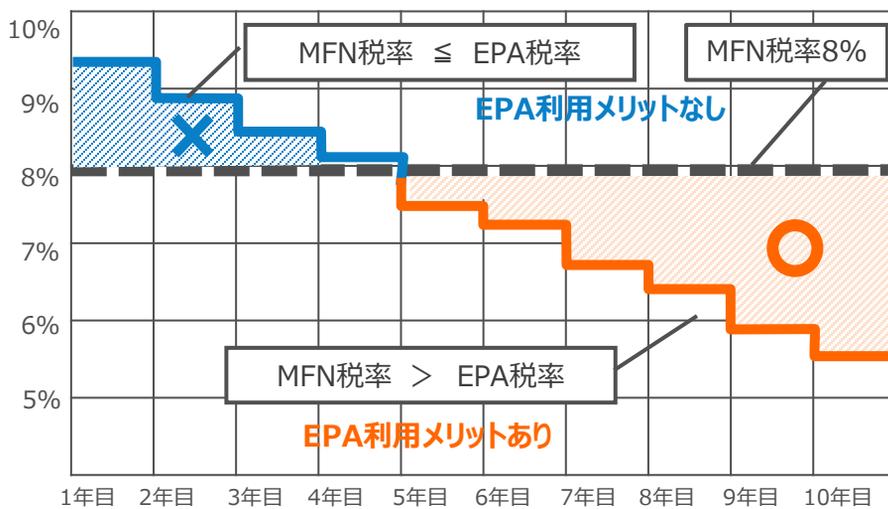
輸出者
兼
生産者
の方向け
冊子

PHASE 1

EPA利用メリットの確認

EPAを利用すれば、必ず関税が下がるとは限りません。EPA対象外の品目であるケースや、EPAによる減免対象品目であってもすぐに0%になるのではなく、段階的に関税率が引き下がっていくケースもあります。そのため、通常税率（MFN税率）とEPAを利用した場合の税率（減免税後の税率＝EPA税率）を比較して、EPAを利用するメリットがあるかどうかを確認する必要があります。

また、同じ仕向国でも複数協定が利用可能な場合もあります。この場合には、より低い税率を適用できる協定や、原産地規則を満たしやすい協定を確認して選択することが重要です。



標準フォーム 1 記入することで、EPA利用の判断をスムーズに進めることができます！



業界ポイント

EPAを使うことで関税率が0%になる品目あり！

実務編

**輸出者兼生産者編
P9~P22**

EPA利用確認シート				
記入日				
所産国				
輸出者名				
品番				
品名				
税関コード				
輸入国				
HSコード (輸入品)				
通常関税率 (%)				
利用可能国	二国間協定	日アセアン	CPTPP	RCEP
通常税率	-	-	-	-
EPA税率*	0.0%	-	1.0%	10.0%
EPAを利用しない場合の関税率	-	-	-	-
EPA適用時の関税率	-	-	-	-
EPA適用による物差額	-	-	-	-

*1 利用可能協定の欄に“-”の場合は、利用できる協定がまだありませんのでEPA税率記入欄は0%とします。
 利用可能協定が複数ある場合でも、既に利用協定が決まっている場合には、必ずすべての協定を確認、入力する必要があるためです。
 複数協定利用の場合約行いたい場合に、すべて入力ください。
*2 RCEPにおいて、輸入国がオーストラリア、ニュージーランドの場合は、自己証明制度も利用可能です (2022年11月現在)

備考欄

PHASE 3

証明書の入手/作成

第三者証明制度の場合

利用する協定が第三者証明制度である場合には、日本商工会議所の発給システムより、原産地証明書の発給申請を行います。実務者編で、具体的な操作方法を記載しております。



日本商工会議所「特定原産地証明書発給申請マニュアル」より画像引用
 (https://www.jcci.or.jp/gensanchi/tebiki_system.pdf)

自己証明制度の場合

利用する協定が自己証明制度である場合には、協定で定める形式の申告書を自社で作成します。

標準フォーム5 自己証明制度の場合にご利用ください

English version

(Period: from to⁽¹⁾)

The exporter of the products covered by this document (Exporter Reference that, except where otherwise clearly indicated, these products are of)

(Origin criteria used⁽⁴⁾)

(Place and date⁽⁵⁾)

(Printed name of the exporter)

Certification of Origin ⁽¹⁾		Origin Certification Document ⁽²⁾	
(Comprehensive and Progressive Agreement for Trans-Pacific Partnership) ⁽³⁾		(Regional Comprehensive Economic Partnership Agreement and other applicable agreements) ⁽³⁾	
1. Exporter's name, address (including country name), telephone number and e-mail address ⁽⁴⁾	2. Producer's name, address (including country name), telephone number and e-mail address ⁽⁴⁾	1. Unique reference number (発出の原産地番号) ⁽⁵⁾	2. Authorization only in the case of approved exporters (認定輸出者による輸出) ⁽⁵⁾
3. Importer's name, address in the importing country, telephone number and e-mail address ⁽⁴⁾	4. Description of goods ⁽⁶⁾	3. Exporter's name, address (including country) and contact (phone or e-mail address) ⁽⁷⁾	3. Harmonized System tariff classification number (HS 6 digit of goods) ⁽⁸⁾
4. Description of goods ⁽⁶⁾	5. Invoice number(s) (in case the certification of origin covers a single shipment of a good and if the number is known.) ⁽⁶⁾	4. Producer's name, address (including country) and contact (phone or e-mail address) (Exporter's address is optional) (発出の国名を含む) (輸出の電話番号は必ず入力してください) ⁽⁷⁾	4. Preference criteria (DPO, PPE, PSEO and Other) (any other originating accumulation, if applicable) ⁽⁸⁾
5. Invoice number(s) (in case the certification of origin covers a single shipment of a good and if the number is known.) ⁽⁶⁾	6. Description of the goods, taric numbers and date of origin ⁽⁶⁾	5. Importer's company's name, address (including country) and contact (phone or e-mail address) ⁽⁷⁾	5. Quantity and value (FOB where PSEO is applied) (数量及びFOB価値) ⁽⁸⁾
6. Description of the goods, taric numbers and date of origin ⁽⁶⁾	7. HS Code (6-digit level, PSECO or PSECO) ⁽⁶⁾	6. Description of the goods, taric numbers and date of origin ⁽⁶⁾	6. Date of origin (発出の日付) ⁽⁸⁾
7. HS Code (6-digit level, PSECO or PSECO) ⁽⁶⁾	8. Originating criteria (発出の国名) ⁽⁶⁾	7. HS Code (6-digit level, PSECO or PSECO) ⁽⁶⁾	7. Date of origin (発出の日付) ⁽⁸⁾
8. Originating criteria (発出の国名) ⁽⁶⁾	9. RCEP country of origin (RCEP発出の国名) ⁽⁶⁾	8. Originating criteria (発出の国名) ⁽⁶⁾	8. Date of origin (発出の日付) ⁽⁸⁾
9. RCEP country of origin (RCEP発出の国名) ⁽⁶⁾	10. Quantity and value (FOB where PSEO is applied) (数量及びFOB価値) ⁽⁸⁾	9. RCEP country of origin (RCEP発出の国名) ⁽⁶⁾	9. Date of origin (発出の日付) ⁽⁸⁾
10. Quantity and value (FOB where PSEO is applied) (数量及びFOB価値) ⁽⁸⁾	11. Signature (署名) ⁽⁹⁾	10. Quantity and value (FOB where PSEO is applied) (数量及びFOB価値) ⁽⁸⁾	10. Signature (署名) ⁽⁹⁾
11. Signature (署名) ⁽⁹⁾	12. Information on original Proof of Origin for the case of a back to back Declaration of Origin (発出の原産地証明書の添付) ⁽⁹⁾	11. Signature (署名) ⁽⁹⁾	11. Signature (署名) ⁽⁹⁾
12. Information on original Proof of Origin for the case of a back to back Declaration of Origin (発出の原産地証明書の添付) ⁽⁹⁾	13. The undersigned hereby certifies that the above details and statements are correct and that the goods specified in this Declaration of Origin meet all the relevant requirements of Chapter 3 (Rules of Origin) in the Regional Comprehensive Economic Partnership Agreement. These goods are exported from (exporting country) to (importing country) ⁽⁹⁾	12. Information on original Proof of Origin for the case of a back to back Declaration of Origin (発出の原産地証明書の添付) ⁽⁹⁾	12. Information on original Proof of Origin for the case of a back to back Declaration of Origin (発出の原産地証明書の添付) ⁽⁹⁾
13. The undersigned hereby certifies that the above details and statements are correct and that the goods specified in this Declaration of Origin meet all the relevant requirements of Chapter 3 (Rules of Origin) in the Regional Comprehensive Economic Partnership Agreement. These goods are exported from (exporting country) to (importing country) ⁽⁹⁾	14. Date of Declaration (発出の日付) ⁽⁸⁾	13. The undersigned hereby certifies that the above details and statements are correct and that the goods specified in this Declaration of Origin meet all the relevant requirements of Chapter 3 (Rules of Origin) in the Regional Comprehensive Economic Partnership Agreement. These goods are exported from (exporting country) to (importing country) ⁽⁹⁾	13. The undersigned hereby certifies that the above details and statements are correct and that the goods specified in this Declaration of Origin meet all the relevant requirements of Chapter 3 (Rules of Origin) in the Regional Comprehensive Economic Partnership Agreement. These goods are exported from (exporting country) to (importing country) ⁽⁹⁾
14. Date of Declaration (発出の日付) ⁽⁸⁾	15. Name of the certifying person (発出者が承認した署名) ⁽⁹⁾	14. Date of Declaration (発出の日付) ⁽⁸⁾	14. Date of Declaration (発出の日付) ⁽⁸⁾
15. Name of the certifying person (発出者が承認した署名) ⁽⁹⁾	16. Name of the issuer of the certifying person (発出者の承認した署名) ⁽⁹⁾	15. Name of the certifying person (発出者が承認した署名) ⁽⁹⁾	15. Name of the certifying person (発出者が承認した署名) ⁽⁹⁾
16. Name of the issuer of the certifying person (発出者の承認した署名) ⁽⁹⁾	17. Address of the issuer of the certifying person (発出者の承認した署名) ⁽⁹⁾	16. Name of the issuer of the certifying person (発出者の承認した署名) ⁽⁹⁾	16. Name of the issuer of the certifying person (発出者の承認した署名) ⁽⁹⁾
17. Address of the issuer of the certifying person (発出者の承認した署名) ⁽⁹⁾	18. Signature (発出者の署名) (白紙への輸入の場合に適用) ⁽⁹⁾	17. Address of the issuer of the certifying person (発出者の承認した署名) ⁽⁹⁾	17. Address of the issuer of the certifying person (発出者の承認した署名) ⁽⁹⁾
18. Signature (発出者の署名) (白紙への輸入の場合に適用) ⁽⁹⁾	19. The certifying person (発出者) ⁽⁹⁾	18. Signature (発出者の署名) (白紙への輸入の場合に適用) ⁽⁹⁾	18. Signature (発出者の署名) (白紙への輸入の場合に適用) ⁽⁹⁾
19. The certifying person (発出者) ⁽⁹⁾	20. Approved exporter (発出者) ⁽⁹⁾	19. The certifying person (発出者) ⁽⁹⁾	19. The certifying person (発出者) ⁽⁹⁾
20. Approved exporter (発出者) ⁽⁹⁾	21. Exporter (発出者) ⁽⁹⁾	20. Approved exporter (発出者) ⁽⁹⁾	20. Approved exporter (発出者) ⁽⁹⁾
21. Exporter (発出者) ⁽⁹⁾	22. Producer (発出者) ⁽⁹⁾	21. Exporter (発出者) ⁽⁹⁾	21. Exporter (発出者) ⁽⁹⁾
22. Producer (発出者) ⁽⁹⁾		22. Producer (発出者) ⁽⁹⁾	22. Producer (発出者) ⁽⁹⁾

実務編

輸出者兼生産者編 P61~P71

13

©2023 Tokyo Kyodo Trade Compliance Co., Ltd.

EPA/FTA 活用について



メール相談・対面相談
※回答：電話 or メール

HP: <https://epa-info.go.jp/>
E-mail: epa-desk@epa-info.go.jp



電話相談
※回答：原則メール

HP: <https://www.jetro.go.jp/themetop/export/>
EPA相談窓口 TEL: 03-3582-4943

企業登録や発給システムについて



日本商工会議所 国際部 特定原産地証明担当 問合せ先:
https://www.jcci.or.jp/gensanchi/office_list.html
E-mail: tokuteico@jcci.or.jp
TEL: 03-3283-7850



〒100-0005 東京都千代田区丸の内三丁目1番1号 国際ビル

<https://jaftas.jp/>

当資料は、2023年2月1日時点において、株式会社東京共同トレード・コンプライアンス（以下、当社）が、一般社団法人日本建設機械工業会のご協力のもと、信頼できるとされる情報に基づいて作成しておりますが、その正確性および完全性を保証するものではありません。当資料に記載しているウェブサイトのURLやHPの画像等、EPAの内容等については、当資料の発行後に変更がなされる可能性があります。また、当社は、当資料に掲載された情報を利用したことにより生じたいかなる損害についても、一切責任を負いません。当資料に含まれる方法は作成時点のものであり、関連法令の改正によって予告なく変更または廃止することがあります。当資料に関する著作権は情報提供元のクレジット記載があるものを除きすべて当社に属しますので、当社の事前の書面による同意を得ることなく資料の複製、転用、再配布等を行うことはできません。